

新型コロナウイルス感染症に係る融資制度(令和2年3月19日時点) 1/2

所管		国(経済産業省)							
名称	新型コロナウイルス感染症特別貸付	【新規】 商工中金による 危機対応融資	(特別利子補給制度)	【新規】 生活衛生新型コロナ ウイルス感染症特別貸付	【新規】 (特別利子補給制度)	衛生環境激変対策 特別貸付	【既存制度】 セーフティネット貸付 (要件緩和)	【既存制度】 新型コロナウイルス 対策マル経(拡充)	【新規】【既存制度】 新型コロナウイルス 対策衛経(拡充)
融資対象	新型コロナの影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方	新型コロナの影響を受け、一時的な業況悪化を来し、最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方	左記「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「商工中金による危機対応融資」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方 ①個人事業主:要件なし ②小規模事業者(法人):売上高▲15% ③中小企業者:売上高▲20% ※小規模要件 ・運輸業、その他業種は従業員20名以下 ・卸売業、小売業、サービス業は、従業員5名以下	生活衛生関係の事業を営み、新型コロナの影響を受け、一時的な業況悪化を来し、最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方 ※生活衛生関係の事業: 飲食業、食肉販売業、理・美容業、クリーニング業、ホテル・旅館業など	左記「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方 ①個人事業主:要件なし ②小規模事業者(法人):売上高▲15% ③中小企業者:売上高▲20% ※小規模要件 ・運輸業、その他業種は従業員20名以下 ・卸売業、小売業、サービス業は、従業員5名以下	新型コロナの発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方 ①最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少し、かつ、今後も減少が見込まれること。 ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。	今後の影響が見込まれる事業者全て	最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方 ※小規模要件 ・運輸業、その他業種は従業員20名以下 ・卸売業、小売業、サービス業は、従業員5名以下	生活衛生関係の事業を営み、最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方 ※生活衛生関係の事業: 飲食業、食肉販売業、理・美容業、クリーニング業、ホテル・旅館業など
資金使途	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金	(左記と同じ)	運転資金、設備資金 (※振興計画認定組合の組合員以外は、設備資金のみ)	(左記と同じ)	運転資金	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融資限度額	中小企業事業:3億円(※1) 国民生活事業:6,000万円(※2)	3億円(※3)	【利子補給対象上限額】 ※1 中小企業事業:1億円 ※2 国民生活事業:3,000万円 ※3 危機対応融資:1億円	6,000万円 (別枠)	【利子補給対象上限額】 3,000万円	1,000万円 (別枠)	中小企業事業:7.2億円 国民生活事業:4,800万円	1,000万円 (別枠)	1,000万円 (別枠)
融資期間	設備資金:20年以内 運転資金:15年以内 (据置期間5年以内)	設備資金:20年以内 運転資金:15年以内 (据置期間5年以内)	【利子補給期間】 当初3年間	設備資金:20年以内 運転資金:15年以内 (据置期間5年以内)	【利子補給期間】 当初3年間	7年以内 (据置期間2年以内)	設備資金:15年以内 運転資金:8年以内 (据置期間:3年以内)	設備資金10年以内 (据置期間4年以内) 運転資金7年以内 (据置期間3年以内)	設備資金10年以内 (据置期間4年以内) 運転資金7年以内 (据置期間3年以内)
融資利率	【当初3年間】基準金利▲0.9% 中小企業事業:1.11%→0.21% 国民生活事業:1.36%→0.46%	【当初3年間】 基準金利▲0.9% 1.11%→0.21% (金利引下げは中小企業者のみ)	(左記と同じ)	【当初3年間】 基準金利▲0.9% 1.36%→0.46%	(左記と同じ)	基準金利:1.91% (※振興計画認定組合の組合員は、▲0.9%)	中小企業事業:1.11% 国民生活事業:1.91%	【当初3年間】▲0.9% 経営改善利率 1.21%→0.31%	【当初3年間】▲0.9% 経営改善利率 1.21%→0.31%
信用保証料	不要	不要	—	不要	—	不要	不要	不要	不要
利子補給	※右の「特別利子補給制度」を利用した場合、3年間は実質無利子化	※右の「特別利子補給制度」を利用した場合、3年間は実質無利子化	3年間は、実質無利子化 (※詳細は、別途決定)	※右の「特別利子補給制度」を利用した場合、3年間は実質無利子化	3年間は、実質無利子化 (※詳細は、別途決定)	なし	なし	なし	なし
問合せ先	日本政策金融公庫 0120-154-505	商工中金相談窓口 0120-542-711	中小企業金融相談窓口 03-3501-1544	日本政策金融公庫 0120-154-505	中小企業金融相談窓口 03-3501-1544	日本政策金融公庫 0120-154-505	日本政策金融公庫 0120-154-505	日本政策金融公庫 近隣の商工会・ 商工会議所	日本政策金融公庫 0120-154-505

【資金繰り支援全般に関する相談窓口】

- 日本政策金融公庫相談ダイヤル : 0120-154-505
- 中小企業金融相談窓口 : 03-3501-1544
- 金融庁相談ダイヤル : 0120-156-811

【新型コロナウイルスに関する経営相談窓口】

- 東京商工会議所 : 03-3283-7500
- 東京都商工会連合会 : 042-500-1140
- 東京都中小企業団体中央会 : 03-3542-0386
- 東京都よろず支援拠点 : 03-6205-4728

新型コロナウイルス感染症に係る融資制度(令和2年3月19日時点) 2/2

所管	東京都(産業労働局)		
名称	新型コロナウイルス感染症 対応緊急融資	新型コロナウイルス感染症 対応緊急借換	危機対応融資
融資対象	次の要件を満たす中小企業者又は組合 ・新型コロナウイルスにより事業活動に影響を受けていること ・最近3か月の売上又は今後3か月の売上見込みが令和元年12月以前の直近同月比で5%以上減少していること	次の要件を満たす中小企業者又は組合 ・新型コロナウイルスにより事業活動に影響を受けていること ・最近3か月の売上又は今後3か月の売上見込みが令和元年12月以前の直近同月比で5%以上減少していること ・東京信用保証協会の保証付融資を利用していること ・事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと	次の要件を満たし、国の危機関連保証に係る区市町村の認定を受けた中小企業者又は組合 ・新型コロナウイルスの影響により、経営に支障をきていていること ・最近1か月の売上が前年同月比で15%以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上が前年同期比で15%以上減少が見込まれること
資金用途	運転資金・設備資金	運転資金	運転資金・設備資金
融資限度額	2億8,000万円 (無担保8,000万円)	2億8,000万円 (無担保8,000万円)	2億8,000万円 (無担保8,000万円) ※一般の保証枠とは別枠
融資期間	運転資金10年以内 (据置期間2年以内) 設備資金15年以内 (据置期間3年以内)	10年以内 (据置期間2年以内)	10年以内 (据置期間2年以内)
融資利率	融資期間・保証条件に応じて、 1.5%~2.4%以内	融資期間・保証条件に応じて、 1.5%~2.2%以内	融資期間に応じて、 1.5%~2.0%以内
信用保証料	都が全額を補助	都が全額を補助 (条件により補助が3分の2の場合あり)	都が全額を補助
利子補給	なし	なし	なし
問合せ先	産業労働局金融部金融課 03-5320-4877	産業労働局金融部金融課 03-5320-4877	産業労働局金融部金融課 03-5320-4877

(参考)

所管	東京都(産業労働局)
名称	【新規】 中小企業従業員向けの 生活資金融資
融資対象	次の条件を要件を満たし、次の条件をすべて満たす中小企業で働いている従業員 ・現在の勤務先に6か月以上勤務している方 ・現住所に3か月以上居住し、勤務先か住所のいずれかが都内の方 ・年間収入(税込)が800万円以下の方 ・住民税を滞納していない方 ・資金用途が生活の安定のためであって、返済の見込みのある方
資金用途	生活資金
融資限度額	100万円
融資期間	5年以内
融資利率	1.8% ※全額都が負担
信用保証料	都が全額を補助
利子補給	利子は全額都が負担
問合せ先	産業労働局雇用就業部労働環境課 03-5320-4653

【資金繰りに関する特別相談窓口】

産業労働局 金融部金融課 : 03-5320-4877

【経営に関する特別相談窓口】

(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課 : 03-3251-7881